

1. 新型コロナウイルス感染症対策の強化について

(1) 新規陽性者の全数把握の継続について

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の強化について質問します。政府は、感染拡大に伴う医療機関や保健所などの業務ひっ迫対策として、医師が保健所に提出する発生届を、65歳以上など重症化リスクがある方に限定する仕組みの導入を決めました。

この緊急避難的措置を宮城、茨城、鳥取、佐賀、三重、長崎の6県が実施すると厚労省に届けましたが、東京都や神奈川県など10都県は、「軽症者でも症状が悪化することがあり、その対応ができなくなる」「患者をフォローできなくなるので、自宅療養が徹底されなくなる恐れがある」などの理由で、現状の全数報告を維持すると表明しています。

自宅療養者も含めて、感染者の1人1人の健康状態を把握するとともに、市内全体の感染状況をリアルに把握するためにも現状の全数把握を維持すべきと思いますが、見解を。

【健康部長】

【提言】市内の発熱外来の医師から状況をお聞きしましたが、報告書の作成は、報告システム HA-SHISU(ハーシス)に慣れれば一人当たり1～2分でできるので、それほど業務のひっ迫にはなっていないと話されていました。現在の発生届に基づく全数把握は、感染動向の把握以外にも、重症化の割合など、変異のたびに変化するコロナウイルスの特徴を捉えるために重要であり、入院管理や健康観察など行政的な患者サービスを行うベースにもなっています。重症化リスクの低い人については報告書の入力項目を減らすなどの見直しをすれば、全数把握は継続できると思います。国や県の動向を見守るのではなく、感染者の命を守るためにも全数把握を維持すべきという声を現場からあげるよう求めておきます。

(2) 新規陽性者の治療方針の判断基準の明確化について

次に、新規陽性者の療養方針です。2年半前のコロナ感染が始まった当初は例外的措置であった自宅療養が、今は感染者の急増に伴って大多数になっています。政府が社会経済活動とコロナ対策を両立させるという立場から、オミクロン株はデルタ株と比べても感染力は強いが、ワクチン接種効果もあり重症化は少ないという点を強調しているために、自治体の対策も全体として感染防止策が弱くなっています。保健所は、コロナ感染症を決して軽視せず、医師の報告書だけではなく、疫学調査の際には、個々の感染者の症状や生活状況などを丁寧に聞

き取り、慎重に療養方針を決定すべきと考えますが見解を。

【健康部長】

【提言】報告書に、入院が必要との記載がある方については、県に入院調整を依頼しているとの答弁ですが、少なくとも宿泊療養で見守るべき基礎疾患のある人や身寄りのない一人暮らしの人や高齢者だけの世帯の人も、ほとんどが自宅療養となっています。感染症対策の基本である早期診断、早期治療の原則からも外れています。家庭内感染の防止のために宿泊療養を希望する人は、全員入所できるように市内の宿泊療養施設の増設を県に強く求めるべきです。

(3) 自宅療養者の病状悪化の実態把握と健康観察の強化

- 現在、市内の新規感染者の自宅療養者が約7,000人に達しています。7月

8月に自宅療養中に症状が悪化し、救急要請を受けて病院に搬送した人数、入院となった人数は何人でしょうか。また、受け入れ病院を探すために時間がかかったなどの困難事案はどの程度でしょうか。

【消防局長】

【提言】答弁の通り、自宅療養者も救急要請をして入院するほど症状が悪化する場合がありますことがわかりました。コロナ患者の自宅療養が前橋市内だけでも現時点で7000人になっているだけに、肺炎症状や子どもの熱性けいれんなど容体悪化の際の消防局の救急救命活動は大変重要な役割を担っています。搬送困難事案も7～8月に8件あったとの答弁でしたが、コロナ患者の入院を受け入れている医療機関

との連携を密にして、連日の緊張感のある活動ですが、感染患者の救急救命活動の一層の努力をお願いいたします。

- 県の健康観察センターが実施する療養期間の電話による健康観察終了後も、

後遺症などで体調が元に戻らない方もおられます。健康を回復し日常生活に復帰できるようになるまでは、県に代わって前橋保健所から電話による健康観察を独自に継続すべきと思います。答弁を求めます。 【健康部長】

【提言】県の健康観察センターは、療養期間中は体温や酸素飽和度など患者の症状を見守っています。ところが、政府は、新型コロナ感染者の療養機関を10日間から7日間に短縮し、無症状者も7日間から5日間に短縮することを決めました。社会経済活動を優先する緩和措置ですが、感染者の健康回復には一定の期間が必要です。後遺症などの相談に市独自で丁寧に対応して必要な医療につなげるよう要望します。

(4) 高齢者施設や小中学校のPCR検査の強化について

新規感染者を減らすためには、感染力のある無症状者も含めて早期診断・早期治療を強めなければなりません。国及び自治体の責任で無料のPCR検査体制を抜本的に強化し、必要とする人がすぐに検査を受けられるようにすべきです。とくに、集団感染リスクの高い高齢者施設には、市の責任で抗原検査キットを十分配布し、定期的な活用を呼びかけるべきと考えますが、福祉部長の見解を求めます。【福祉部長】

市内の小中学校では、3学期が始まったばかりですが児童生徒の感染による学級閉鎖が広がりつつあります。小中学校の保健室にPCR検査キットを備蓄し、教職員や児童生徒の疫学調査に基づくPCR検査の頻回実施が必要と思いますが、教育次長の見解を求めます。 【教育次長】

【提言】 答弁をお聞きしても、高齢者施設も学校も、職員に発熱などの自覚症状が出れば出勤停止などの措置をとるようになっているので、頻回のPCR検査の実施は必要なしとの立場ですが、無症状の感染者が感染を広げるというコロナ感染症の特

徴を軽視しています。国も、自治体もその対策の遅れが感染の波を繰り返している原因です。感染収束のためには、迅速なワクチン接種と検査の強化以外にはないことを改めて強調しておきます。

(5) 医療機関や高齢者施設への支援の強化

① 第7波の感染拡大によって、発熱外来や入院を受け入れている医療機関では、院内感染の発生や職員の家族の感染によって濃厚接触者となるなど職員体制がひっ迫し、一部医療機関では一般診療も含めて医療崩壊寸前の状況も起きています。

今後も、発熱外来、入院治療、宿泊療養、在宅治療、健康観察、回復者の後遺症治療、救急医療など、地域医療全体の強化と連携が緊急に求められています。

ところが、一部でコロナ感染症を季節性インフルエンザと同じように感染症法上の5類とすべきという議論が行われています。しかし、そうなれば、国による入院措置もなくなり治療費が公費負担から患者負担となり、経済的理由で検査を受けられない事態や、病院受診ができずに重症化したり、無症状や軽症のまま社会生活を送り、更なる感染を引き起こすこと心配されます。

第7波のおおよそ2か月で全国で9千人を超える方が死亡しています。10歳未満の子どもの死亡も報告されています。現場に密着している前橋市として、2類を維持する立場に立つよう国に求めるとともに、国・県に医療機関への財政支援強化を求めるべきです。また、今後、国からコロナ対応の臨時交付金が再度交付された場合には、

医療機関への市独自の財政支援も行うべきです。見解を。

【健康部長】

長】

- 高齢者施設もクラスターの発生で、介護職員体制もひっ迫しデイサービスを停止す

るなどの事態が起きています。施設内で感染した高齢者は、介護が必要なため、宿泊療養や入院治療が困難となる場合が多く、施設内で療養する場合がほとんどです

今回の補正予算で燃費高騰対策としての補助金が高齢者施設に給付されますが、コロナ対応の支援を強めるべきです。見解を。 【 福祉部長 】

【提言】政府は、すでにコロナ感染によって1965万人が感染し、41653人もの死者が出ています。検査による速やかな診断と中等症以上の患者に抗ウイルス薬を投与ができる医療体制づくりが必要です。ところが、政府は社会経済活動を優先の立場から、海外の入国者制限も大幅に緩和し、感染者や濃厚接触者の自宅療養期間も短縮しました。第7波が収束しない中での緩和は、第8波などの再拡大を招きかねません。前橋市民も過去最多の3万5千人が感染し、63人がなくなっています。市民の命を守るために、感染症対策を弱めないよう、国に現場の声を上げるよう強く求めておきます。

2.旧統一協会問題について

(1)関連団体を含むこれまでの本市との関係の実態把握と今後の対応

次に、旧統一協会問題について質問します。安倍元首相銃撃事件を機に、政治家や地方自治体などと旧統一協会（世界平和統一家庭連合）の癒着の解明が焦点に浮上しています。これまでに岸田政権の複数の閣僚を含む170人を超える自民党議員が、教会や関連団体から選挙支援や寄付を受けたことや、イベントに参加したり、メッセージを届けていたことを認めました。

旧統一協会は、反共主義の立場に立つた活動を長年にわたって続けるとともに、病气や家族の死亡など人の不幸に付け込んで金を巻き上げる靈感商法や高額献金の強要などで、社会に深刻な被害を広げてきました。有識者からは反社会的集団であり宗教法人意見が出されるなど、強い批判が高まっています。

本市においても、サイクリングイベントのピースロード in 群馬で市役所を表敬訪問した関連団体を最近も数回にわたって歓迎しています。旧統一協会や関連団体のイベントへの後援は、統一協会にお墨付きを与え、広告塔の役割を果たし、靈感商法などの被害を拡大する役割を果たすことになりかねません。直ちに実態調査を行うとともに、一切の関係を今後断ち切るべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

【総務部長】

【提言】旧統一協会との決別は日本の民主主義にとっても焦眉の課題です。実態把握を急いでいただきたいと思います。

(2) 灵感商法等の被害相談の実績と市民への注意喚起について

旧統一協会は、灵感商法などで消費者被害を拡大している反社会的カルト集団です。前橋消費センターでの高額な壺や印鑑の訪問販売による被害者の相談受付状況と、市民への注意喚起の状況をお聞かせください。 【市民部長】

【提言】灵感商法の相談件数は1件だけですが、潜在的な被害は広がっていることも想定すべきです。高額な壺や印鑑などの訪問販売や街頭での勧誘などに注意するよう市民啓発を強めていただきたいと思います。

(3) 相談窓口の設置

統一協会は、灵感商法や合同結婚式など数々の社会的問題を引き起こしてきたカルト集団です。信者2世の生活破綻問題も全国で多発しています。前橋市内に現在も旧統一協会の事務所が置かれております。旧統一協会問題で苦しむ市民の相談窓口を直ちに開設すべきです。見解を。

【市民部長】

【提言】 いま、灵感商法被害対策弁護団には、全国から旧統一協会脱会者や協会会員家族、さらには灵感商法被害などからの相談が殺到しているそうです。市民相談窓口で相談があった場合には、法テラスや弁護士会との連携を強めていただくよう要望しておきます。

3、安倍元首相の国葬について

(1) 特別職及び幹部職員の国葬への出席中止

次に、安倍元首相の国葬問題について質問します。法的根拠もなく、国会審議もせずに、閣議決定で国葬を行うことは、安倍首相に対する弔意を、個々の国民に事実上強制することになり、憲法 19 条の内心の自由にかかわる問題です。いうまでもなく、安倍前首相が進めた集団的自衛権を認める安保法制やアベノミクス、国政の私物化として大きな問題となった森友・加計学園問題、そして桜を見る会などには、今もなお大きな批判の声が上がり続けています。このように、安倍元首相の評価、すなわち国論が 2 分している中で開催される国葬には、市長や幹部職員が出席することはやめるべきと考えます。市長の見解を求めます。

【市長】

(2) 市民への弔意表明要請の中止

政府は閣議了解していた国民への弔意の意思の表明である黙とうや半旗の掲揚などを求めないと軌道修正しました。当然です。しかし、岸田首相は、国葬当日に、政府各府省で弔旗の掲揚や、葬儀中の一定時刻に黙とうによる弔意表明を行うことを明らかにしました。

市当局は、決して政府機関に追随して市民に弔意の表明を求めるべきではないと

考えますが、見解を求めます。

【未来創造部長】

長】

同じく、小中学校でも、政治的判断が未熟な児童生徒に弔意の表明を求めるべきではないと思いますが、教育委員会の見解を求めます。

【教育次長】

【提言】

最後に再度強調しておおきます。戦前の「国葬令」は、日本国憲法と両立しないとして、戦後失効しました。法的根拠のない国葬を一内閣の閣議決定で行うことに全く道理はありません。しかも国葬の強行は憲法に反します。なぜ安倍氏だけ特別扱いして 16 億以上の税金全額でまかなう国葬は、憲法 14 条が規定する「法の

下の平等」と相いれないことを示しています。さらに憲法19条が保障する「思想及び良心の自由」にも違反します。岸田首相は、国葬は故人への弔意を「国全体であらわす儀式」と表明しました。国民全体で弔意をあらわすということは、事実上の弔意の強制になることは明らかです。

半旗掲揚も含めて市民に弔意の表明を求めないよう求めて、質問を終わります。